

インドネシアにおける慰安婦調査報告

倉沢愛子

はじめに

この調査は1998年7月から9月まで、インドネシアのジャワ島において約2ヵ月にわたり筆者が実施した。インドネシアでは調査活動には大統領直属の国立科学院からの許可が必要であるが、今回筆者は、ガジヤマダ大学農村地域開発研究所にスポンサーになってもらい、「情報が村落社会にいかにか伝達されているか」というテーマで許可を得て、その一環として、慰安婦登録や女性基金の償い金に関する情報がどのように伝えられているかを調査した。とはいえ諸般の事情もあり、慰安婦自身へのインタビューは第三者（インドネシア語のできる日本人ならびにインドネシア人）に委託した。ただしインフォーマント探しなどにおいては、筆者自身が段取りをした。

その結果面接調査は、元従軍慰安婦として名乗り出ている女性40名、支援団体関係者4名、目撃証人3名に対して実施できた。その調査地はジャカルタ、ボゴール、バンドゥン、スカブミ、ジョクジャカルタ、ソロに及んだ。

面接調査の他には、慰安婦関係の文献収集に多くの時間をかけた。その対象機関は国立文書館、国立図書館、戦略作戦研究所（CSIS）、日刊新聞「コンパス（Kompas）」社のデータ・サービス、Alocita研究所（ジョクジャカルタ）、映画制作会社などに亘っている。その結果インドネシアの新聞・雑誌における慰安婦問題記事の収集、当

時の写真、さらに慰安婦を題材にした小説や映画（ビデオ化したもの）を収集することができた。

以下、調査の結果知りえた内容を報告したい。

戦後補償問題としての慰安婦問題

1 インドネシア社会における「慰安婦問題」認識

第2次大戦中、日本軍占領下のインドネシアで、多くの女性（インドネシア人、華人、オランダ人）が、日本兵の性的犠牲になったことはインドネシア社会では周知の事実であった。たとえば、1959年4月3日付けのインドネシアの新聞（Mestika紙）には、日本の賠償支払いに関連した投書が掲載されているが、その中で、日本からの賠償を本当に受け取る権利があるのは、日本の兵士たちの横暴の犠牲者になった人々であるとして、「聖戦を戦う手伝いのための売春婦として連れていかれた少女たち」のことに触れている。

筆者自身1980年から1981年にかけてジャワ農村で実施した調査の中でも、そういう女性のことはしばしば耳にした。それは、この村の娘が、「学校へ入れてやる」と騙されて日本軍に連れて行かれ日本兵の女にされた、というような話である。

また、そのような女性を題材とした小説や映画は早い時期から作られていた。たとえば、1982年には「カダルワティ 5つの名を持つ女（Kadarwati : Wanita dengan Lima Nama）」と題

するバンディル・クラナの小説が出版され、のちに映画化もされた。さらに1986年には「欲望の奴隷 (Nafsu Budak)」と題する映画が制作・上演された。この映画はあまりにも有名で、そのため今でもマスコミ等では、「慰安婦」を象徴する代名詞としてしばしばこの「欲望の奴隷」という表現が使われるほどである。

性的な犠牲になった女性という場合、かならずしもすべてが厳密な意味での従軍慰安婦を意味するわけではない。非常に多くの女性が、特定将校の「女中」あるいは「現地妻」のような形で、専属的に性的な奉仕をさせられていた。そしてそのようなケースの場合、必ずしも「強制」によるものではなく、そのことにより本人あるいは家族に対し保障されるさまざまな物質的な利益を考えて、ある程度納得のうえでその道を選んだ者もいる。あるいは時には純粋な恋愛に近いかたちで関係が始まった場合もあるだろう。インドネシア社会では、そういったさまざまなケースと、厳密な意味での従軍慰安婦を、ほとんどの人が区別して理解していない。またわれわれが、いくらその区別を説明してもなかなか納得してもらえない。それがこの国での慰安婦調査の場合の最大のネックである。

いずれにせよ、その頃の小説や映画、あるいは人々の記憶の中では、このような日本軍の性的犠牲になった人々は、かつては「イアンフ」という明確な用語で認識されていたわけではなかった。この言葉自体はインドネシア社会ではきわめて新しいもの、つまり、1991年12月に韓国で名乗りを上げた元従軍慰安婦が日本政府に補償金支払いを求める訴えを起し、いわゆる従軍慰安婦問題が国際的にクローズアップされて以来のことである。

2 慰安婦問題に関するマスコミ報道の始まり

その当時たまたまジャカルタに長期滞在してい

た筆者の記憶では、この問題が大きくインドネシアのマスコミを賑わせるようになったのは1992年7月以降のことだった。1992年7月6日付けの全国紙「コンパス」が、「読売新聞」の記事を紹介し「日本軍が第2次大戦中、アジア諸国の女性を慰安婦として募集するにあたって、軍が関与していたという事実を証明する文書127点が発見された」と伝えた。次いで、7月7日の各紙に、「日本政府が6日、朝鮮半島、中国、台湾、フィリピン、インドネシア出身の元慰安婦に対する謝罪の意を表明した」と報道された。

さらに「コンパス」紙は、日本大使館情報文化担当島書記官の談として、インドネシアの従軍慰安婦に関する4つの資料が発見されたと述べている。その4点とは、(1)南スラウェシの民政部(インドネシアの海軍支配地域を統括した日本軍の行政機関)第2復員班長から第2軍高級副官あてに提出された「南部セレベス淫売施設調査」(1946年5月30日)、(2)台湾軍がカリマンタンより慰安婦50人の派遣を要請した手紙、および台湾軍参謀長陸軍大臣の副官あてに、南方総軍から要請をうけて「ボルネオ行き」「慰安土人」50名を派遣するに際して台湾在住の日本人(慰安所)経営者3名の渡航許可を求める電報、(3)同じく慰安婦20名を追加派遣したい旨了承を求める電報、(4)ジャワ島スマランにおける慰安所運営に関する報告(「終連報甲1588号」1947年1月9日付け)である。

この頃連日、社説も含めて各紙が、日本が慰安婦問題で軍の関与を認めたという報道で賑わった。しばらくすると、インドネシア人もまた慰安婦問題の犠牲者になっていたのだとして、インドネシア社会から名乗り出る人々の証言が報道されるようになった。

7月12日に「コンパス」紙が、「インドネシアにもあった従軍慰安婦問題」として、2人の男性の証言を載せた。1人はジャワ島ソロ市在住のウ

ィナルソ（Winarso。退役軍人で証言当時は州議会議員）氏で、彼は「ソロで起こった悲劇の証人になる用意がある」と名乗り出て、彼が商業学校に通っていた頃（1944 - 45年）その隣り合わせの敷地にあったフジ旅館（オランダ時代のHotel Rusche Gladag、実は軍慰安所として使われていた）で見聞きしたことを語った。彼はかねてからそこに住む女性たちに興味があったが、ある夜、学校の火の見櫓に登って、ホテルの風呂場の窓越しに、1人の女性と話す機会があった。それによれば彼女は「学校へ入れてやる」といって騙されてここへ連れて来られ、日本兵の相手をさせられているということだった。ちなみにウィナルソ氏はのちに、「朝日新聞」、日本電波ニュースの取材を受け、日本のテレビでも8月15日にそのインタビューが放映された。

もう1人は、西カリマンタン州議会議長のアリフ氏で、彼は16歳の頃、スマトラ島リオのタンジュン・パウの日本軍の宿舎で働いていた時、鉄道建設に携わっていた渡辺少尉指揮下の日本軍部隊のもとに慰安所があったと証言した。

その数日後、1992年7月17日に、「元慰安婦だったと認めた女性」と題して、4段抜きの大きな記事が「コンパス」紙に載った。前述のウィナルソ氏の証言をもとに、「コンパス」の記者が、当時ソロ市のフジ旅館で働かされていた女性を探し出したのである。カランアニャル県在住のトゥミナさんという女性で、彼女は料理人として働かないかと誘われてソロの町に出たところ、フジ旅館に閉じ込められて、他の女性といっしょに日本軍将兵の相手をさせられたと証言したのである（トゥミナさんとのインタビュー記録もあるので参照されたい）。これ以後さらに何名かの女性が、マスコミの取材に応じて自分たちの体験を語った。

ちょうどこの頃、1944年にスマランの収容所から連れだされて慰安婦にされたオランダ女性がい

たことを記した記録を「朝日新聞」の記者がオランダで発見し報道したが、これを7月22日付けの「ビジネス・インドネシア（*Bisnis Indonesia*）」紙が報道している。ほぼ同じ頃インドネシアの雑誌『テンポ（*Tempo*）』のオランダ特派員もこの資料をオランダで見つけて、1992年7月25日号で9頁にわたる特集記事を組んで大きく報じた。

さらに『テンポ』は、同年8月8日号でも、12ページにわたる慰安婦問題の特集を組み、ジャカルタ、トラジャ、ウジュンパンダン、スマラン、パンカ島で慰安婦にさせられた女性たちの体験を紹介した（後藤乾一「インドネシアにおける「従軍慰安婦」問題の政治学」『近代日本と東南アジア』岩波書店、1995年、237-240頁に詳細な証言が紹介されている）。またこの中で日本の海軍特警隊の禾（ノギ）晴道氏が書いた『海軍特別警察隊』という書物を紹介し、その中で著者がアンボン島で見聞した慰安所に関する記述を紹介している。

これらの一連の報道の中では、これらの女性を意味するものとして、「ジュウゲン・イアンフ」、あるいはインドネシア語で「ワニタ・ブンヒブル」"Wanita Penghibur" という新しい言葉が使われ、インドネシア社会に定着するようになった。従軍慰安婦自身、自分たちがこのような名称で定義されるものだということは、当時は知らず、報道によって初めて知ったのだった。

3 日弁連弁護士のインドネシア訪問

そのように、「従軍慰安婦」問題がインドネシアのマスコミに登場するようになると、人権問題でさまざまな闘争を展開していた法律援護協会（LBH）がこれに関心を示すようになってきた。そのような中で、1993年4月に村山アキラ氏を団長とする日弁連の弁護士5名（村山氏の他にイシダ・アキヨシ、ヨシ・マサアキ、ノガミ・カヨコ、岩城和代）が、「朝日新聞」の大村哲夫氏（個人

の資格で)の案内で労務者ならびに慰安婦の調査に訪れた。彼らは訪問に先立って、法律援護協会と連絡をとり、調査の協力を依頼した。

この調査はあくまで、その年の10月に東京で開催予定であった戦後補償に関するセミナーのための事実関係調査を目的としたものであり、弁護士個人の資格で行われたものであった。しかしインドネシアのマスコミの中には、日本政府がいよいよ慰安婦の補償問題に乗り出してきたというニュアンスで報じるものや、あるいは日本の弁護士がインドネシアの元慰安婦の訴訟を援護するために来たという書き方をするものもあった。これに関しては、当事者から確認をとらず、法律援護協会関係者からの情報だけに基づいて書くというインドネシアの新聞記者の取材方法に大きな問題があったのであるが、いずれにせよ、この報道はいよいよ補償がもらえるのかという誤解を与え、その後何百人という元従軍慰安婦が相次いで名乗り出る契機となったのである。

こうして、日弁連の弁護士訪問時には、元労務者となって元従軍慰安婦と称する女性たちが法律援護協会に押しかけた。特にジャカルタと並んで一行の訪問先になっていたジョクジャカルタの支部ではそうであった。のちに慰安婦の補償獲得闘争の先頭に立つようになったマルディエム(日本名ももえ)さんも、この時(1993年4月26日)に名乗り出た1人である。一部の人には、日弁連の弁護士が直接面談したが、総数があまりに多く、全員に面会することができなかった。そこで法律援護協会ジョクジャカルタ支部は、名乗り出てきた人達にとりあえず名前、住所、日本時代の体験等を簡単に書いてもらっていったん引取りを願った。これが、法律援護協会によるいわゆる「登録」作業の始まりである。

ところが、この頃法律援護協会の本部は、日弁連の5人の弁護士の訪問中、彼らと直接話して、

その調査目的が必ずしも訴訟の準備のためでなく、主として同年10月に行われる戦後補償のセミナーのための情報収集であったことを知り、警戒心を強めた。ブユン・ナスティオン氏は、4月23日、ソロで「日本人弁護士のグループは真剣に元慰安婦たちが日本政府に補償を要求するのを援助しようとしているのか、それとも自分たちの団体の利益だけを追求しているのか疑問である」として注意を喚起する発言をしている(「リプブリカ(Republika)」紙ならびに「ジャヤカルタ(Jayakarta)」紙、1993年4月23日付け)。

以下にみるようにこれ以後も登録を受け付けたのは法律援護協会のジョクジャカルタ支部だけであり、本部が関心をもたなかった背景にはこのような不信感もあったのかもしれない。

4 法律援護協会への登録

さて、ジョクジャカルタ支部では、その後も登録にくる女性が出現し、彼女たちへのマスコミの取材合戦が始まり、1993年度を通じて新聞紙上で女性たちの体験紹介が相次いだ。法律援護協会ジョクジャカルタ支部は1993年8月末で、とりえず登録受付をいったん打ち切ったが、この時点で登録者は317人(ジョクジャカルタ特別州84名、中ジャワ州99名、東ジャワ州16名他)になっていた。それまでにこの事業に1150万ルピアの費用を費やしたという(「リプブリカ」紙、1994年2月28日付け)。ただしこの女性たちの登録は自己申告のみに基づくものであり、法律援護協会の側では特に認定作業や事実関係の調査を行ってはいない。しかも慰安所で働かされた厳密な意味での従軍慰安婦だけでなく、日本人の現地妻や日本軍將兵に強姦された被害者なども入っている。

法律援護協会ジョクジャカルタ支部のブディ・ハルトノ弁護士は、1993年9月に大統領、官房長官、外務大臣ならびに社会大臣あてに、労務者な

らびに慰安婦の補償問題について政府の支持と助言を求める書簡を送った。

このように日弁連の弁護士のインドネシア訪問を契機に、慰安婦問題はいつそうマスコミの脚光を浴び報道が加熱したのであるが、このためにのちに、「それまでインドネシアでほとんど問題にされていなかった慰安婦問題が、日弁連の弁護士の訪イによってインドネシアにも持ち込まれた」という誤解が生じたほどであった。たとえば、すでにその前年7月に何度か慰安婦問題の報道をしていた「コンパス」紙までが、1996年11月16日の記事の中では、そのような認識を示しており、それに対して、ソロで最初に証言をしたウィナルソ氏が投書欄で反論する（「コンパス」紙、1996年11月28日付け）というようなこともあったほどである。また日本側でも現在一部にはそのような認識があり、慰安婦問題はインドネシア側から出てきたのではなく、日本側から「火をつけた」という誤解が強く残っている。

なお、この間（1993年8月）日本政府は慰安婦募集に際して「強制性」があったことを公式に認め、インドネシアの各紙もこれを報じた。

5 兵補協会による慰安婦の登録

法律援護協会ジョクジャカルタ支部による登録が、主としてジョクジャカルタや中ジャワ在住者を対象にして1993年から行われたのに対し、ジャカルタを含む西ジャワ方面における登録は、1995年になってから兵補協会によって行われた。兵補協会というのは、日本軍の補助兵として採用されたインドネシア兵（兵補）たちが、勤務期間中、軍事預金として強制的に給料の一部（おおむね給料の3分の1）を天引き貯金させられていたものを払い戻して欲しいという要求運動を展開するために1990年に結成された組織である。正式名を「元兵補連絡中央協議会」といい、最近までジャ

カルタ郊外のプカシ県ポンドック・グデ（Pondok Gede）にあるタスリップ・ラハルジョ会長の自宅を事務所にしていた。

兵補協会の説明によると、彼らが従軍慰安婦の登録をするようになったのは、かねてからこの問題に理解を示していた高木健一弁護士が、この協会の本部を訪れた時、「慰安婦の実態調査を試みたらどうですか」と持ちかけたのがきっかけだという。そして、兵補協会の全国支部のネットワークを利用して1995年8月に登録受付が開始された。個人的データを書き込む特定の様式のフォームを協会側が用意し、そこに名前、生年月日、出生地、住所、日本時代の呼び名、1942-45年までの居住地の他、覚えている日本人の名を2名、日本人知人の名を1名記入させている。

ここでも厳密な意味の慰安婦だけでなく、日本軍将兵に強姦されたもの、特定の日本軍将校の現地妻にされたものなども含み、Wanita Selir（ジャワ語で妾の意）という広い定義のもとに登録を受け付けている。その結果現在、全国で19,573名が登録している（その地域別一覧は付録を参照）。同協会は1996年11月にこの全登録者名簿を2巻本に製本し、高木弁護士、インドネシアの内務大臣、政治・治安調整大臣（Men polkam）らへ送った。

兵補協会では、その中から一部の人々を抜き出し、日本軍政時代の体験に関する25項目の質問を記載した調査票を使ってより詳細な調査を行っている。これらの質問に対しては、aからdの4つの選択肢が用意されており、その中から選ぶという形式になっている。この調査は、バンドゥン支部のヘリ支部長が中心になって行われたため、データは西ジャワ地区のものがもっとも整っている。

6 アジア女性基金の償い金に関する情報

1995年7月にアジア女性基金が作られた当初、

インドネシアのマスコミではこのことが大きくとりあげられることはなかった。また法律援護協会、兵補協会ともに、この基金の設立経緯や活動内容について正確な情報はほとんど入手していないようであった。1995年8月に筆者が法律援護協会の本部を訪れて、ブユン・ナスティオン理事長と会談した時、同氏は、要求項目として(1)日本政府への謝罪要求、(2)日本の文部省に歴史の教科書の改定を要求、(3)慰安婦の記念碑建設、(4)本人ならびに遺族に対する補償の支払い要求の4点を出していた。しかし女性基金に関する言及はまったくなかった。

ジョクジャカルタ支部も同様であった。ブディ氏が女性基金のことを最初に知ったのは、1996年2月12日に彼の事務所を訪れたアジア・プレス・インターナショナルの虎松彩乃さんという日本女性の口からであったという(「コンパス」紙、1996年2月14日付け)。たまたま筆者は1996年2月から7月までジョクジャカルタに滞在しており、この間しばしば法律援護協会支部に足を運ぶ機会があったが、同協会の情報は、このようにここを訪れる日本の支援団体関係者の口から間接的に入るものに限られているという印象を受けた。

因みに同協会は、組織が一体となって慰安婦問題を扱っているのではなく、ジャカルタとジョクジャカルタとの間のコミュニケーションも限定されているようであったし、さらにジョクジャカルタ支部内でもスタッフの1人である弁護士のプロディ・ハルトノ氏が、なかば個人的に元慰安婦の法的代理人となって活動をすすめていた。つまり法律援護協会は必ずしも一枚岩ではなく、ブディ氏が浮き上がっている様な傾向があり、ジャカルタの本部に届いている情報がかならずともブディ氏に共有されていないというような状況がみられたのである。

ところで女性基金に関してブディ氏は当初「そ

の資金は日本の市民によって、自発的ではない形で集められたものであるから、法律援護協会は政治的には拒否する。しかし人道的見地からみれば、すでに年老いている元慰安婦の人たちの状況に鑑み、受け取るだろう」と述べ、アジア女性基金の償い金を受け取ることも受け取らないとも態度を表明しなかった(「コンパス」紙 1996年2月14日付け)。

ところがブディ氏は、その後有光健氏らの招待でアジア太平洋の戦争犠牲者の集いに出席するため、1996年7月12日から22日にかけてマルディエムさんと共に日本を訪れた際、女性基金は政府が責任逃れをするために作った「まやかし」の組織であるという認識を持つに至り、これ以後償い金の受け取りを拒否する方針を明確にした。また、この時ブディ氏は、中国、韓国、台湾、フィリピンの従軍慰安婦たちとアジア女性基金の償い金は受け取らないと約束しあったという(「コンパス」紙、1996年11月16日付け)。

一方、兵補協会の態度は、これまでも法律援護協会に比べて、報道される機会が少なく、その主張は明確ではない。アジア女性基金の成立時期は、ちょうどこの協会が元慰安婦の登録を大規模に開始した時期とほぼ重なっているが、この頃女性基金についての情報をどの程度正確に関知していたかは不明である。彼らは現在なお補償金支払いを強く求めており、女性基金からの償い金も歓迎するという立場をとっている。しかしそれを公に発表する機会もあまりないうちに、後述のようにインドネシア政府が償い金の個人的受け取りを拒否するという方針に出たため、政府に逆らってもできないというのが現状のようである。

7 インドネシア政府の態度

インドネシア政府は慰安婦問題に関し、日本国政府から何らかの公式発表があった時に、それに

対する型通りのコメントをすることはあっても、それ以外には態度を明確に表明することも日本政府に要望を出すこともなかった。当初からインドネシア政府の態度が極めて“ソフト”であったことは後藤乾一も指摘している(前掲書、229-232頁)。1993年4月の日弁連の弁護士訪問時には、記者のインタビューを受けてインテン・スウェノ社会大臣は、「日本政府が補償をするなら、それは上手に実施しなければならない。不公平やお互いに損したというような形で行われてはならない」と答えている。しかも、その時大臣は、「元従軍慰安婦を探し出さねばならない」と語り、犠牲者たちが名乗り出ることを暗に奨励するような発言を行ったことがある。しかしそれ以外にはほとんど意見の表明はなく、そのことは結果的に、政府が積極的に慰安婦の補償獲得問題に対して、支持をしていないかのような印象を与えてきた。

たとえば、法律援護協会ジョクジャカルタ支部のブディ・ハルトノ氏は、この問題でしばしば大統領や社会大臣に書簡を送っているが、特に内容のある回答を受け取ったことはないという。また、慰安婦の代表としてジョクジャカルタのマルディエムさんら数人の女性が社会大臣に会見を求めてジャカルタへ行ったが、社会省ではBiro Hukum(法律問題)担当の職員に会えただけであった。これは政府が先頭になって日本政府に要求をつきつけてきた韓国の態度とは対照的である。このような基本姿勢は、労務者問題、兵補の軍事貯金返済問題においても同様にみられる。

ひとつには、日伊の友好関係を鑑みて政府がこの問題に正面から取り組むよりは、民間団体に任せの方が良いという考えがあったというが、しかし背後から法律援護協会や兵補協会の活動を支援するという姿勢さえもみられなかった。

筆者が1995年8月にブユン・ナスティオン氏から聞いたところによれば、この頃ジョクジャカル

タで、インドネシア政府の社会省が代わって戦争の被害者に補償をせよという要求を出し、これに対して社会省は、(1)被害者たちの家を改装する、(2)被害者に年金を出す、という2点を約束したという。しかしこれらは今日に至るまで実施されていない。

そのような中で、1996年後半からアジア女性基金からの償い金の受け取りをめぐる、インドネシア政府は明確な方針を打ち出してきた。つまりインテン・スウェノ社会大臣が1996年11月に、「従軍慰安婦問題に関するインドネシア政府と日本政府の合意の結果として、3億8000万円(当時のレートで約90億ルピア)が10年間に支払われることになった。第1回目の支払いとして7億7500万ルピアが、ウンガラン(Ungaran、中ジャワ)、マゲタン(Magetan、中ジャワ)、ピンジャイ(Binjai、北スマトラ)、パレ・パレ(Pare-pare、スラウェシ)、クダリ(Kendari、南スラウェシ)の6ヶ所で、養老院など社会福祉施設の充実のために支出される」と発表したのである(「コンパス」紙、1996年11月15日付け)。

社会大臣によれば、インドネシア政府は当初から、補償金の支払いは要求しておらず、ただ日本政府が良い解決法を見つけてくれるよう求めている。その背後にはインドネシア民族、とりわけ犠牲者たちの harkat(品質)と martabat(尊厳、威信)を守るという意味があった、という。

この、個人に対する償い金は受け取らず、女性基金のお金は養老院建設のために使うという見解は、この段階ではまだ日本側の了解を得ておらず、社会大臣が一方向的に発表した形だったので日本側を驚愕させた。しかしやがて、1996年12月22-25日にアジア女性基金は3人の代表をジャカルタに派遣し、社会省の担当者と話し合いを行なった結果、ほぼインドネシアの希望通りのかたちで両国間で決着をみることになった。そして、アジア女性基

金の原文兵衛理事長は、1997年1月10日の記者会見で、インドネシアでは、個人に対する償い金は支払われず、養老院建設のために支払うという旨の発表を行った。

そして1997年3月26日に、橋本龍太郎首相が大統領にあてた謝罪の手紙が日本大使館を通じて届けられ、それを受けてアジア女性基金の山口達男と社会省のアスモロ次官の間でMOUが調印された。このMOUに基づいて、日本政府はアジア女性基金を通じて3億8000万円（約90億ルピア）を10年間にわたり拠出することになったのである。

インドネシアの従軍慰安婦 歴史的実態

さて、以上がインドネシアにおいて従軍慰安婦問題がどのような経緯で社会問題となり、また犠牲者の女性たちとそれを支援する民間団体が、現在どのような形で補償問題と取り組んでいるかについての経緯である。

次に、現実に元従軍慰安婦の女性たちが日本時代に被った体験について述べたい。インドネシアにおける軍慰安所、あるいは従軍慰安婦に関する戦争当時の文書は、筆者の知るかぎり同国内にはまったく残っていないため、その事実を把握する作業は極めて困難である。そもそもインドネシアにおける日本軍ならびに軍政当局の資料は、終戦時に多くが日本軍の手によって焼却されたといわれている。焼却を免れた一部の資料は、まもなく終戦処理のために上陸してきた連合軍によって接收され、その内容に応じて一部はイギリスに、また多くのものは旧宗主国のオランダへ送られた。従って、従軍慰安婦に関する記録が残っているとすれば、それはむしろイギリスないしオランダの文書館にである。

インドネシア各地の俘虜収容所からオランダ人女性が連れだされて慰安婦にされた事実は、終戦

直後に連合軍により戦争犯罪として問題にされ、それに関与した日本軍関係者がバタヴィアのBC級戦犯裁判で裁かれた。従ってその裁判関係の記録がオランダに残っている。ところがインドネシア人慰安婦のことは、バタヴィア軍事法廷ではまったく問題にされることはなく、不問にふせられていたため、文書になっているものは少ない。

このように公文書が皆無に近い場合、以下の記述は、関係者からの証言という形に頼らざるを得なかった。実は筆者が1980年から81年にかけて、ジャワの農村で日本軍政期の歴史に関する聞き取り調査を実施した時にも、元慰安婦たちに会って話を聞きたいと思いついたのであるが、その段階では本人も周囲の者も口が固く、1人も見つけることはできなかった。しかし、補償問題とのからみで多くの人が名乗り出ているいま、面接調査はかなりたやすくなった。

とはいえ、彼女たちの多くは、これまでにすでに多くの日本人の訪問を受け、そのたびに今度こそは補償が、と期待したがいつも裏切られてきたという現実があるため、かなり懐疑的になっている。しかも「すでに さんに話したのになぜ同じ日本人に対して何度も同じことをしゃべらなくてはならないのか」と不思議がる。日本人の考え方も一様ではなく、さまざまな組織や個人がそれぞれ異なる立場や思惑で調査しているという事情は理解しかねるようであった。そこで調査する側の意図をかなり詳細に尋ね、よほど納得がないと面会してくれない。補償問題に関する将来の良い展開を期待して喜んで証言してくれるという時期は去ったように思われる。

そのような中から法律援護協会ジョクジャカルタ支部を通じて15名、兵補協会を通じて25名、計40名の元従軍慰安婦と称する女性（ただしうち4名は家族が代理に証言）と、慰安所を直接見聞した証人3名の証言を得ることができた。その内容

に加えて、関係者がかつて新聞・雑誌・テレビ等を通じて語ったこと、彼らが手記にまとめたもの、これまでに日本人ならびにインドネシア人研究者や支援団体のメンバーが面接調査をした記録などを参考にし、判明したいいくつかの点を以下にまとめたい。

1 慰安婦募集の過程

インドネシアにおいても、当初従軍慰安婦は、もともと売春を生業としていた女性たちを中心に募集された。しかしそれでは十分賄うことができず、やがて一般の女性から募集された。人種的な近似性のゆえに、バンカ島のマルガレタ（ホ・スイ・リウ）さんのような中国系の女性が好きであったようであるが、絶対数が少ないので、圧倒的多数はプリプミの女性であった。ジョクジャカルタのマルディエムさんのように一部の慰安婦は都市部から選ばれたが、多くは村落社会から募集された。

でも述べたように、名乗り出ている女性たちの中には、日本人将校の現地妻だった者、強姦された者なども数多く含まれている。そこで面接に際しては、本来の意味の慰安婦、すなわち軍が管理する慰安所に一定期間置かれて、繰り返し性的な相手をさせられた者、という範疇にあてはまる女性だけを選別してもらうよう頼んだ。しかし、にもかかわらず、われわれの予想に反して、40名の中にはさまざまなタイプの女性が混ざっていた。中でも多いのは、どの部隊の者も利用できる公的な慰安所ではなく、特定の部隊が独自に女性を集めて自分たちだけが利用した私設の慰安所のようなところ（正式には慰安所という用語は使用していないが）で働かされた者である。多くの場合それは、軍の兵舎の建物や、軍が運営している特定の工場の内部などに女性を多数住ませ、将兵が必要に応じて「活用」という形であった。なぜか、西ジャワ地区での調査対象となった女性

の中にこのタイプが多かった。

当人たちはもちろんのこと、兵補協会や法律援護協会の関係者たちも、その種の私設慰安所と、軍管理の慰安所とは性格が異なるということに納得がいかないようであった。ここではとりあえず便宜上、前者を「準慰安婦」、後者を「慰安婦」というふうに区別し、そのおのおのについて叙述するが、他の個人的強姦や現地妻のケースについては特に触れない。

慰安婦の場合、多くが居住地の区長や隣組の組長を通じて募集が行われたようである。「学校へ行かないか」とか「いい仕事があるが応募しないか」という形で誘いを受けたと述べている。単なる誘いであった場合もあれば、ノーといえないような強い雰囲気だったこともある。労務者の徴用も同じであるが、徴用令が施行されていた朝鮮や台湾とは違って、占領地では形式上は自由応募ということになっていた。とはいえそれでは、現実にはなかなか人数が集まらないので、村長や区長にノルマが課されるということが多かった。当時の権力関係からして、住民は村の役人や長老にはとても逆らえない状況であったため、そうなるとほぼ強制に近いこともなされたのではないかと思われる。

日本軍の占領期には、総動員体制のもと、村落社会に対する介入や干渉が強化され、住民を強力に統制して、特定の目的に向けて動員するためのメカニズムが導入された。本来共同体の代表としての性格の強かった村落の長を、政府の役人のように変え、細やかに中央の命令を実行させていった。また、日本の組織を真似て隣組制度が導入され、これを通じて上意下達や相互監視を徹底させた。米の供出、労務供出などにおいても、目標が達成されなかった場合には最終的には、隣組に連帯責任が課され、組長に大きなプレッシャーがかかる。そのため組長は何とかして命令を遂行しよ

うと努力し、そのしわ寄せが個々の住民にいくのであった。労務者の場合でも、慰安婦の場合でもとりわけ、より貧しい者、より弱い者に対して大きなプレッシャーがかかるのが常であった。

中には、実際娘がどんな仕事をさせられるのが実態をうすうす感じていた親もいたようであるが、日本軍の命令に反抗することの恐ろしさや、食料難、生活苦の中で差し出された前金に心を動かされてしかたなく娘を手放したこともあるといわれる。

「強制」とはいても、実際日本軍将兵が銃を突きつけてというようなケースは、厳密な意味での従軍慰安婦募集の場合にはむしろ少なく、以上述べたような行政機構や村役場を通じての半強制が行われていたというのが一般的であろう。

それに対して、「準慰安婦」の場合には、日本軍将兵が個人的に女性を「手込めにする」あるいは、上官の個人的な命令を受けて「女狩り」に行く、つまり、実際に軍人が直接手を出して連行したというケースが多かったようである。この場合は、村から町に働きに出ている女性が帰り道を襲われるというようなケース、あるいは、両親が仕事で出掛けていて1人で留守番をしている間にさらわれるというようなケースもみられる。

いずれのタイプの場合も、連れていかれた時の少女たちの年齢は想像以上に低く、14-15歳というケースもかなりある。当初は筆者にも信じがたいことであったが、当時村落社会での結婚年齢はかなり若かったうえ、慰安婦の対象とされたのは「未婚の女性」であったことを考えると、そのような年齢になってしまうものと思われた。他に未亡人も恰好の対象とされた。ただし、「準慰安婦」の場合は、家庭状況を調べたうえでの連行ではないので、場合によっては夫のいる既婚者が連れていかれた場合もあるし、年齢もまちまちである。

輸送状況の困難な時代であったので、もちろん

ジャワ島内で働かされた者が絶対的に多いが、カリマンタンなど遠くの島へ送られた者もいる。これは、出身地から切り離すことによって、逃亡の機会を防ぐという意味があったのかもしれない。現に、「なぜ逃亡しなかったのか」というような質問に対し、「逃げだしても匿ってくれるところがなかったから」というような回答が多かった。今回の聞き取り対象者の中で、自分が住んでいた島以外へ連れていかれた者は、わずか5名しかいない。

2 軍管理慰安所の状況

慰安所の運営は多くが、日本人軍属や民間人に任されていたようである。元慰安婦の多くは、背後に日本人がいたことを知っており、その日本人の名もおおむね明確に記憶しているが、日常的に直接女性たちを管理したのは、インドネシア人男性であることが多かった。

慰安所は将校用、一般兵士用、民間人用などに分かれていた。同じ市内に幾つかあり、ランクの高い慰安所には日本人女性や朝鮮人・台湾人女性がいたという。実は日本人の慰安婦も多数インドネシアに送られていた。基本的には、本来売春を職業としている者で、希望に基づいて募ったといわれているが、真偽のほどは分からない。彼女たちは終戦間際になると俄か看護婦となって陸軍病院へ移され、現に終戦時には看護婦として連合軍当局に報告された。従って、収容所や引き揚げ者名簿の中では看護婦という扱いになっている。

慰安所は新たに新設された場合もあるが、なかには既存のホテル(ソロのフジ・ホテルなど)や、レストランを改造したもの(スカブミのスハルティンさんの場合など)もあった。いずれも、女性たちは個室を割り当てられ、そこを3交代制で、複数の仲間と共同利用した。

慰安婦たちは当時は地域社会から白い目で見ら

れ、日本軍の「犠牲者」として同情を受けることはほとんどなかった。従って日曜日などに外出許可が出て、地域の人々との交流はまったくなかった。

兵隊たちは、休暇が出るといっせいに慰安所にかけてけることが多かったので、しばしば団体で列を成してやってきた。そのため、慰安婦たちは、概ね、短時間に多くの客の相手をしなければならぬことが多かった。中には一晩に数人から10人くらいを受け入れたと証言している者も多かった。

兵隊たちは、慰安所の入口で「キップ」を買って「有料」で慰安所を利用するわけであり、慰安婦にも、客の数に応じて収入が入ることになっていた。しかし彼女たちの訴えによれば、多くの場合その報酬は未払いになっていたという。ただし、食事、衣装、化粧品などには事欠かなかった。周辺にいた証人たちの証言によれば、その生活は豊かで華やかでさえあったという。

しかし問題は金銭的、あるいは物質的なことではなく、ほとんど自由を束縛されたうえ、1日に何人もの客を強制的に取られ、からだが疲弊してしまっただけである。多くの女性が健康を害している。ただし性病に対しては、日本側も非常に敏感になっており、必ずコンドームの使用が義務づけられていたうえ、毎週定期的に軍医や衛生兵による検査が行われた。しかしそれ以外の健康管理は十分に行われていなかったようである。しかもコンドームの使用を義務づけていたにもかかわらず、マルディエムさんのように妊娠する者もいた。そのような場合には強制的に墮胎を強いられたが、中絶は罪悪であると教えられてきたイスラム教徒の彼女たちにとって、それは精神的な重圧であった。

3 私設慰安所の場合

それに対して、「準慰安婦」たちが入れられた、軍の兵舎内や工場内の私設慰安所の場合は、いろいろな意味で環境がもっと悪かったようである。「準慰安婦」の場合は、いわば、その部隊の将兵が女性を拉致してきて、そのままうむを言わず自分たちの欲望の捌け口として使ったわけであるから、これらの女性の存在は軍司令部には秘密であったと思われる。そのため、慰安婦に一般に与えられていたような、健康管理のための措置もなされなかった。すなわち妊娠や性病を防ぐためのコンドームの使用もおそらく義務づけられてはいなかったであろうし、軍医や衛生兵による定期的な健康診断もなく、性病蔓延に対する衛生的な措置はなんらなされていなかった。

また、彼女たちを利用する日本軍将兵は、正式の慰安所の場合のように「キップ」を買ったりはしていない。従って女性たちはもちろん何の報酬も受けていない。それどころか彼女たちのための正式な食料、衣料品の供給さえなかったようである。従って多くが、食事はありあわせで、時には1日1食であった、などと述べている。

「準慰安婦」の場合、多くは遠方へ連れていかれることはなく、居住地の近くで活用されている。たとえ、遠くの部隊へ連れていきたいと考えても、公的な存在でなかったから、その輸送手段も確保することはできなかったであろう。

4 終戦後

日本軍が降伏した時、慰安婦たちはその場で自然解散という形になった。パリックパパンなど、すでに1945年8月15日以前に、連合軍の攻撃を受けてその地の日本軍が逃走したような地域では、慰安婦たちも命からがら逃走している（ジョクジャカルタ在住のスハルティさんのケース）。出身地の近くで働かされていた女性たちは、理論上、自力で故郷へ戻ることは、物理的には困難なこと

ではなかった。しかし現実には、故郷には恥ずかしくて帰れなかったという者が多かった。現に、家に戻ってきても近所の人々が罵ったり、悪口という場合があったという。日本軍の犠牲者としての同情よりも、思いやりのない軽蔑の眼差しを向ける者が多かったのであろう。

カリマントンなど遠隔地で終戦を迎えた者は、すぐには帰郷できない場合も多かった。マルディエムさんのように、現地で結婚相手を見つけ、ずっと後になってからジャワへ戻る機会を得た者もいる。反対にパンカ島からパレンバンへ連れて行かれたマルガレタさんも、そのまま故郷には帰れず、パレンバンにとどまり、やがてその地で結婚した。

かなり多くの女性がその後過去を隠して結婚しているが、中には健康を害して結婚できず、一生独身で暮らした者もいる。また結婚した女性の中で、子宝に恵まれた者は比較的少なく、慰安婦時代の日常が、いかに彼女たちの健康を蝕んでいたかがよくわかる。

面接した元慰安婦たちの現状と償い金に対する立場

1 登 録

今回面接調査した40名のうち、ジョクジャカルタの法律援護協会に登録した15名は1993年に、兵補協会へ登録した他の25名は1995年に登録している。今回慰安婦補償問題が日本側から出てくる以前にも、元従軍慰安婦の女性たちに接近して、補償をとってやると話を持ちかけて手数料を取り、そのまま姿を消す詐欺まがいの者がいたという(ジョクジャカルタのスハルディンさんの証言)。また今回の法律援護協会や兵補協会への登録時にも、これらの協会との間の仲介を買って出たりして、いざ補償金がもらえた時にはその一部をピンはねすることをもくろんでいる者がいるといわれ

る。

慰安婦はもともと主として無学の貧しい農民の娘たちから募集されたため、今でもその生活は苦しい者が多い。また、高齢であるため、登録済の慰安婦のなかから毎年多くが、この世を去っていく。現に2年前に中京テレビが取材した人物(ジャカルタ在住のヒドラさん)が今回は他界していたというケースがあった。

2 社会省の決定に対する態度

法律援護協会、兵補協会に登録している者は、補償金の支払いを受けたい一心で名乗り出たわけであるから、「理屈よりもまず補償を」と望む人が多い。日本人関係者が調査に赴くと、「補償はいつ出るのか」という質問を必ず浴びせられる。つまり彼女たちの多くは、その家族や周辺の支援者も含めてほとんど正しいインフォメーションを得ておらず、「日本の皆さんに早く理解してもらって、民間団体からでも良いから補償金をもらいたい」と口にしてしている。個人補償をもらってはならないとする社会省の見解についても、あるいは、政府による補償でないから女性基金の償い金は受け取れないとする法律援護協会の見解についても、断片的な情報しか受けていない者が多い。

女性基金のお金を養老院建設に使うという社会省の決定に対しては、各方面から反対意見が強い。とりわけ法律援護協会ジョクジャカルタ支部は強硬に抗議を続けている。元慰安婦の法的代理人であるブディ・ハルトノ弁護士は「アジア女性基金を通じて日本政府から渡される90億ルピアは、元従軍慰安婦たちの権利であって、養老院を建てるためのものではない。社会省は法に反したことをしており、1993年以来闘っている従軍慰安婦たちに損失を与えるものである」と述べている。ブディ氏はさらに、資金を悪用しようとしている社会

省、しいてはインドネシア政府を訴えるとも言っている。ただし橋本首相が大統領に謝罪の手紙を送ったというのが本当なら、従軍慰安婦たちの闘いの第一歩は達成された、とも述べている（「スアラ・ブンバルアン（*Suara Pembaruan*）」紙、1997年3月29日付け）。

また法律援護協会に登録している元慰安婦の女性たち自身も社会省の決定には抗議している。雑誌『コンタン』の1997年11月24日号は、「欲望の奴隷たちインテン大臣を訴える」という見出しで5人の元従軍慰安婦が社会大臣を訴えたことを報じている。その1人のマルディエム（日本名ももえ）さんはすでに早くから、「女性基金の資金が養老院建設にまわされると聞いて我慢ならない。どんなことがあっても私は（養老院へ入るよりは）家族のもとで死にたい」と述べていた（雑誌『ガトラ（*Gatra*）」1997年1月25日号）。インドネシアの文化では、血縁者が1人でもいる限り、老人を養老院へ入れるのは一族の恥だという考え方が強く、よほどのことがない限り、現在名乗り出ている元慰安婦たちが、女性基金の資金によってつくられる養老院を利用することはないだろうとみられている。

マルディエムさんのように、法律援護協会の見解と一体となって、あくまで「政府による謝罪を」という要求を貫徹しようとしている女性は極めて僅かである。とはいえ、法律援護協会や兵補協会にすべてを任せている女性たちは、個人的に同意できない点があったとしても、協会を通じないと何もできない。従って表向き女性基金からの受け取りは拒否するという態度をとらざるを得ないのが現状である。

それは兵補協会に登録している元慰安婦たちも同様である。兵補協会はもともと補償金は必ずしも政府からのものでなくても良い、という立場をとっているが、社会大臣インタン・スウェノがす

べての個人への償い金の受け取りを禁じたため、それに従わざるを得ず、現状では明確な反対運動も展開していない。ただし、この協会は後述するように最近指導部が交代したので心機一転して、今後新たな方針を打ち出す可能性もある。しかしいずれにしても兵補協会関係者の間では政府に対する不信が強く「償い金が支払われる場合、政府を通じてよりもむしろ民間の方がいい。政府はかならず一部のお金をとってしまうので全額本人のもとに届かない」とはっきり述べる者が多い。

女性基金からの償い金を受けとるなどという社会省の方針に対しては、社会全体の風当たりも強く、インドネシア大学政治社会学部のムハマッド・ブディヤトナ教授の、「従軍慰安婦への寄付は直接渡した方が良い」という意見が新聞に大きく出た。「そうしないと日本人の目にインドネシア政府のイメージは悪く映るだろう。直接（元慰安婦に）渡さないと、（お金は）役人の手に落ちてしまう危険性がある。認定が困難というのはまた別問題である」というのが彼の見解である。一方、もちろん、少ないが社会省案に賛成の声もあり、同じく政治社会学部のジェイムス・ダナンジャヤ教授は、社会省の政策を評価し、支持している（「スアラ・ブンバルアン」紙、1997年4月12日付け）。

また、インドネシア女性に対する暴力反対運動（GAKTPI）も、政府が、女性基金のお金を養老院に使うという決定を取り消すよう求めた。同団体の機関紙は、社会大臣あての手紙を掲載し、その中で、なぜ権利のない者たちにそのお金を渡すのか、と問いただしている（「コンパス」紙、1997年5月30日付け）。

このように全体的にみると、社会省の案に対してはかなり風当たりが強い。本年（1998年）5月のスハルト政権崩壊によって、慰安婦問題に関する政府の方針が変わり、償い金が受け取れるようになる可能性もあるが、ただ、政府が取り組まな

ければならない政治的・経済的課題があまりにも多すぎて、慰安婦問題は置き去りにされているというのが現状のようである。

3 兵補協会の会長交代

さて兵補協会では、創立以来会長であったタスリップ・ラハルジョ氏に代わり本年（1998年）5月から、退役軍人会のジャカルタ地区委員をしているアリフィン・マルパウン（Arifin Marpaung）氏が会長になり、しかもその後にもまもなくタスリップ前会長が死去した。十分な引き継ぎが行われる前に死去したため、筆者の印象では、後任のアリフィン会長は慰安婦問題に関しては、十分な情報を得ていないようであった。それまでの活動の記録、会計その他に関する書類も行方不明で、引き継ぎがきちんと行われていない。そこで、現在まったく新規に体制建て直しを図っているという。

兵補協会の場合、元従軍慰安婦の女性たちが登録の際地元の兵補協会支部に払う手数料が15,000ルピア（当時のレートで600円）である。このうち3000ルピアは支部の事務経費にまわされ、のこり12000ルピアが本部に入る。これまで合計約2万人が登録しているので、本部に集まった総計額は約2億4000万ルピア（通貨危機前のレートで約1200万円）にもなる。

新会長によると、これまでの兵補協会は必ずしも政府に正式に認可された団体ではなく、そのために政府の支持を得ることができなかった。そこで、まず最初のステップとして、彼らは政府の認可を得るための努力をしたところ、わずか2ヵ月で当局の認可と活動に対する支持を取り付けたので、これから政府にいろいろ掛け合うことも可能になったという。

おわりに 調査を終えて感じたこと

最後に、この調査を終えて感じたことをまとめよう。インドネシアの場合、対日感情や治安が比較的良かったこと、支配機構が強固で上からの命令は恐れをもって受け入れられたことなどにより、かなりの数の慰安婦あるいは慰安婦に準ずる女性を集めることができたようである。もちろんそこでは、ほとんどの場合さまざまなレベルの強制力が働いていた。というのは、イスラム教徒が多い国ゆえに、売春行為に対する心理的抵抗は大きく、自ら志願するケースはほとんどなかったと思われる。

ただし、現在法律援護協会や兵補協会に登録している女性のすべてが慰安婦ではないことはいうまでもない。厳密な意味での慰安婦が何パーセントくらいであるかを見極めることは難しい。今回面接した40名の中では、明らかに軍管理の慰安所とおもわれるところで働いていたのは11名いるが、それを基準として約4分の1が本当の意味の慰安婦であると単純に推定することは絶対にできない。これらは、事前に上記の協会の窓口の呼びとに口を酸っぱくして慰安婦の定義を説明し、その結果選ばれて紹介された女性であるから、「本物」である確立が非常に高いのである。そのことを考えると、実際の登録者の中で真の意味の慰安婦はごくごく僅かではないかと思われる。

いずれにせよインドネシアでは綿密な調査はあまりなされていないので、たとえ償い金を支払えるような状況になっても認定作業はかなりたいへんである。以下、今後さらに調査をする場合に参考になるとと思われる幾つかの提言をして報告を締めくくりたい。

1. インドネシアでは、何らかの「調査」を行う

場合に必ず調査許可が必要である。もし許可なしで、単なる観光客として入国して、実際には調査をしていることが分かると「資格外活動」ということで、国外追放の対象になる。学術調査の場合はL I P I（インドネシア科学院）という大統領直属の役所を通じて許可をとる。許可をとる手続きは一般にかなり煩雑で、しかるべきスポンサー団体が必要である。

2．インドネシアでは多くの元慰安婦がすでに何回も何回も日本人から聞き取りを受けていて「うんざり」している。さらに、法律援護協会や兵補協会を通すと、いつもマスコミやNGO団体のインタビューに応じる「ショーウィンドー的な」女性を繰り返し紹介してくれることが多い。その意味で実はこれらの組織を通じないで、まだ登録もしておらず、これまで日本人にインタビューされたことのない人を見つけることにより、新たな事実関係が出てくる可能性は大きい。さらに、従軍慰安婦本人だけでなく、当時慰安所で働いていたインドネシア人、あるいは慰安所へ物資を納入していた業者などを積極的に捜し出す必要があるだろう。実はこの困難な作業はインドネシアのある民間調査機関に委託中なのであるが、筆者の帰国までに成果が出なかった。調査は今なお継続中である。

3．イスラムの国であるインドネシアでは、性に対するタブーが強く、元慰安婦だったとして名乗り上げた人に対する近隣の人々の目は冷たい。従って、インタビューはできるだけその女性の自宅は避けて、人目につかない他の場所に招いて行るのが良い。たとえ公然の秘密になっている場合でも、日本人が聞きに来たとすると近所の人々は強い関心を示し、日本人が帰ったあとで、「お金がもらえたか」とか「なんだ、まただめだったのか」などと言ってくるが多く、彼女たちを必要以上に悩ませると聞いた。

またいよいよお金が入ったのではないかと早合点されて泥棒に入られたという話も耳にした。このようなことが彼女たちのストレスをさらに高めている。

4．法律援護協会や兵補協会が段取りしてくれて、複数の元慰安婦に一堂に集まってもらったケースもあるが、そのような場合には、家族やつきそいの人が多数やって来て「集会」のようになってしまい、あまりゆっくり話を聴くことができないということがあった。多くの村には自称法律援護協会の補佐役と称する人たちがいて、元慰安婦の人達の登録をかってでたり、聞き取り調査に応じる時には同行したりする。その多くは、補償金がもらえたあかつきには何らかのおこぼれにあずかることを期待しているといわれる。口下手な老女たちに代わって彼らが、質問に答えてしまうケースもあり、やりにくい。調査者はよほど心して、繰り返し本人自身の口を開かせるべく努力しなければならない。

5．聞き取りに応じてくれた人には、費やしてくれた時間に対して何らかの金銭的・物質的な形でお礼の気持ちを表す必要がある。お金を払うということに抵抗がある日本人も多いかと思うが、しかし現実には多くのインフォーマントがある程度それを期待している。それは「交通費」として払うのも良いし、さらに食事時になったら簡単なものを用意していっしょに食べるといった心遣いをするのが望ましい。

また、面接の段取りをしてくれた関係者は多くの場合、経費と協会への「寄付」を要求する。この費用もかなりにのぼるが、支払うことが望ましい。

6．事実関係をできるだけ正確に思い出してもらうためには、聞き取り実施者が、その地方の日本軍の配属状況や、軍政の状況全般についてある程度詳細な知識を持っていて、必要に応じて

記憶を引き出すための手掛かりとしてその知識を活用できることが望ましい。たとえば、具体的な部隊名や所在地、あるいはその頃起こった事件の事などを聞き手が口にするにより、古い記憶をたどる上でのヒントになることがある。さらに、予備知識がないと、発言の真偽が判断できず、さらに突っ込んだ質問をすることもできない。

なお、いずれにせよ老人の話は時として理路整然とせず、また矛盾点も多いので、納得がいくまでさまざまな角度から質問を変えて聞きただす必要がある。

7. 元慰安婦の女性たちはインドネシア語が不自由な場合が多い。通訳あるいは案内人を使う場合には必ず、彼女たちの母語である地方語をよく理解する人物を探し、本人にはできるだけ地方語で自由に語ってもらう方が良い。

いずれにせよ、困難ではあるが、今後歴史的事実究明のためにさらに調査を継続する必要がある、時間と費用を費やせばかなりの成果が期待できると考える。今後の検討課題であろう。

(付録) 兵補協会登録慰安婦数

Nomor	Daerah / Cabang (地域)	Jumlah lanfu (人数)
01.	Sumatera Utara (Medan)	1,249 (orang)
02.	Sumatera Barat (Padang)	57 orang
03.	R i a u (Pekanbaru)	70 orang
04.	Sumatera Selatan (Palembang)	386 orang
05.	D K J (Jakarta)	453 orang
06.	Jawa Barat (Bandung)	4,289 orang
07.	Jawa Tengah (Brebes-Pekalongan)	132 orang
08.	Jawa Timur (Tulung Agung)	148 orang
09.	Kalimantan Barat (Pontianak)	6 orang
10.	Kalimantan Tengah (Palangkaraya)	4 orang
11.	Kalimantan Selatan (Banjarmasin)	277 orang
12.	Kalimantan Timur (Balikpapan)	19 orang
13.	Sulawesi Utara (Minahasa-Bitung)	286 orang
14.	Sulawesi Selatan/Tenggara (Sulawesi Tengah)	7,244 orang
15.	Nusa Tenggara Barat (B i m a)	1,727 orang
16.	Nusa Tenggara Timur / (Timor Timur)	2,994 orang
17.	J a m b i	83 orang
18.	Lampung Tengah	149 orang
		19,573 orang